国分寺市 就労支援プラン

平成 27 年３月

国分寺市

国分寺市就労支援プラン

目　次

第１章　国分寺市就労支援プランの概要 1
１．国分寺市就労支援プランの目的と意義 1
２．プランの期間 1
３．就労困難者の定義 1
（１）障害者 2
（２）子育て中の女性及びひとり親家庭の保護者 2
（３）中高齢者 2
（４）その他の就労困難者 2
第２章　プランの推進体制・役割分担 3
１．プランの役割分担 3
（１）本市の役割 3
（２）国及び都に期待される役割 3
２．プランの推進体制 4
第３章　雇用・就労の現状 5
１．雇用・就労を取り巻く環境 5
（１）人口の推移 5
（２）有効求人倍率と完全失業率の推移 6
（３）労働力状態 7
（４）就業率の推移 8
２．就労困難者を取り巻く状況 9
（１）障害者 9
（２）子育て中の女性及びひとり親家庭の保護者 12
（３）生活保護措置状況 13
第４章　就労支援の基本理念・方針 14
１．就労支援の基本理念 14
２．就労支援の方針 14
（１）施策の体系 14
（２）就労困難者に向けた体系別施策・就労支援事業 15

第５章　就労支援施策 20
１．就労に向けた不安・悩みを解消するために 22
（１）情報の収集と提供 22
（２）就労相談 24
２．就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために 27
（１）啓発活動 27
（２）雇用機会の創出 29
（３）能力開発・訓練 33
３．地域で就労支援をすすめるために 36
（１）推進体制・地域連携 36

資料編 1
１．策定の経過 1
２．国分寺市就労支援推進委員会設置規程 1
３．国分寺市障害者就労支援連絡会設置要領 3
４．国分寺市就労支援地域連絡会設置要綱 4

第１章　国分寺市就労支援プランの概要

１．国分寺市就労支援プランの目的と意義

現在，雇用対策法では，同法第５条で「地方公共団体は，国の施策と相まって，当該地域の実情に応じ，雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。」と規定され，地方自治体は国と連携し地域の実情に即した雇用施策を推進することが法的に位置付けられています。

本市では，平成 19 年に「就労困難者への就労支援の方針」を定め，平成 22 年に方針に基づき「国分寺市就労支援方針実施計画」を策定し，全庁的に様々な施策に取り組んできました。しかしながら，方針の策定から７年以上が経過し，その間にリーマンショックや東日本大震災による経済状況の悪化，少子・高齢化の急速な進行，本格的な人口減少社会など雇用環境は，更に厳しい状況となりました。昨今の経済政策による景気回復で，雇用環境も一定の改善を見せているものの，依然厳しい状況は続いています。また，非正規雇用比率の上昇，団塊世代の定年退職後の就労場所の不足など，働く意欲がありながら身体的機能，年齢，家庭状況等によって就労ができないでいる人達にとって，依然として雇用状況は困難な状況となっています。

このような状況に対し，本市においてもこれまでの取組や，新たな課題に向けた対応等を踏まえながら，引き続き就労困難者等の就労支援を推進していくため，「就労困難者への就労支援方針」及び「国分寺市就労支援方針実施計画」を改定・統合し，新たに「国分寺市就労支援プラン」を策定するものとします。

２．プランの期間

本プランは，平成 27 年度から平成 31 年度までの５か年のプランとします。

なお，今後の社会情勢や経済情勢等の変化を踏まえ，必要に応じて計画の見直しを行います。

３．就労困難者の定義

本プランで定義する就労困難者とは，働く意欲がありながら様々な要因によって就労できないでいる次のような属性の人を対象とします。

（１）障害者

・心身の障害（身体障害・知的障害・精神障害・難病）があり働くことが困難な状況におかれている者

（２）子育て中の女性及びひとり親家庭の保護者

・子育てや，職業に関する資格等がないなどの理由のため働くことが困難な状況におかれている女性及びひとり親（母子・父子）家庭の保護者

（３）中高齢者

・年齢等の理由により働くことが困難な状況におかれている中高齢者

（４）その他の就労困難者

・希望する職種がない等の理由や，健康や家族などの問題のため働くことが困難な状況におかれている者

第２章　プランの推進体制・役割分担

１．プランの役割分担

就労困難者の就労を支援するため，本市をはじめ，国や都，関係機関・団体などと連携・協力しながら，それぞれの役割（想定）を持って取り組みます。

（１）本市の役割

①地域の雇用創出（就労支援事業の開催など）
②就労支援情報の提供（市報，市ホームページ，リーフレットによる情報発信）
③就労困難者への就労支援（障害者雇用の推進，庁内実習，子育て中の方やひとり親家庭への就労支援及び環境整備，生活保護・生活困窮者への就労支援，高齢者団体への雇用機会の拡大など）
④事業主としての就労支援（障害者雇用の推進，インターンシップなど）

（２）国及び都に期待される役割

就職困難者等の就労が困難となる様々な要因の解消に資するような制度，施策，事業に関する情報と機会の積極的な提供，企業・事業所との情報交換やネットワークづくりに対する支援などが期待されます。

①人権施策の推進と指導
　就職困難者等の採用や人事に関する公平・公正な対応に関しての企業・事業所への啓発の充実と，問題ケースなどに対する指導を行うこと。
②活用できる施策・事業などに関する情報提供
　就労が困難となる様々な要因の解消などに資するような助成・補助制度や講座，訓練施設などの情報を迅速に提供し，円滑に活用できるよう適切な助言を行うこと。
③ノウハウ・事例の提供と支援
　国や都などが有する就労に関する様々な事例やケースなどを積極的に活用し，個別ケースの検討などに際しての連携・協力・助言を行うこと。

２．プランの推進体制

本プランを着実に推進するためには，計画の進捗状況を評価し，必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。

そのため，庁内に「国分寺市就労支援推進委員会」及びその下部組織として「国分寺市就労支援プラン連絡専門部会」を設置し，毎年度本プランに盛り込まれた事業の進捗状況等について確認・管理をしていきます。

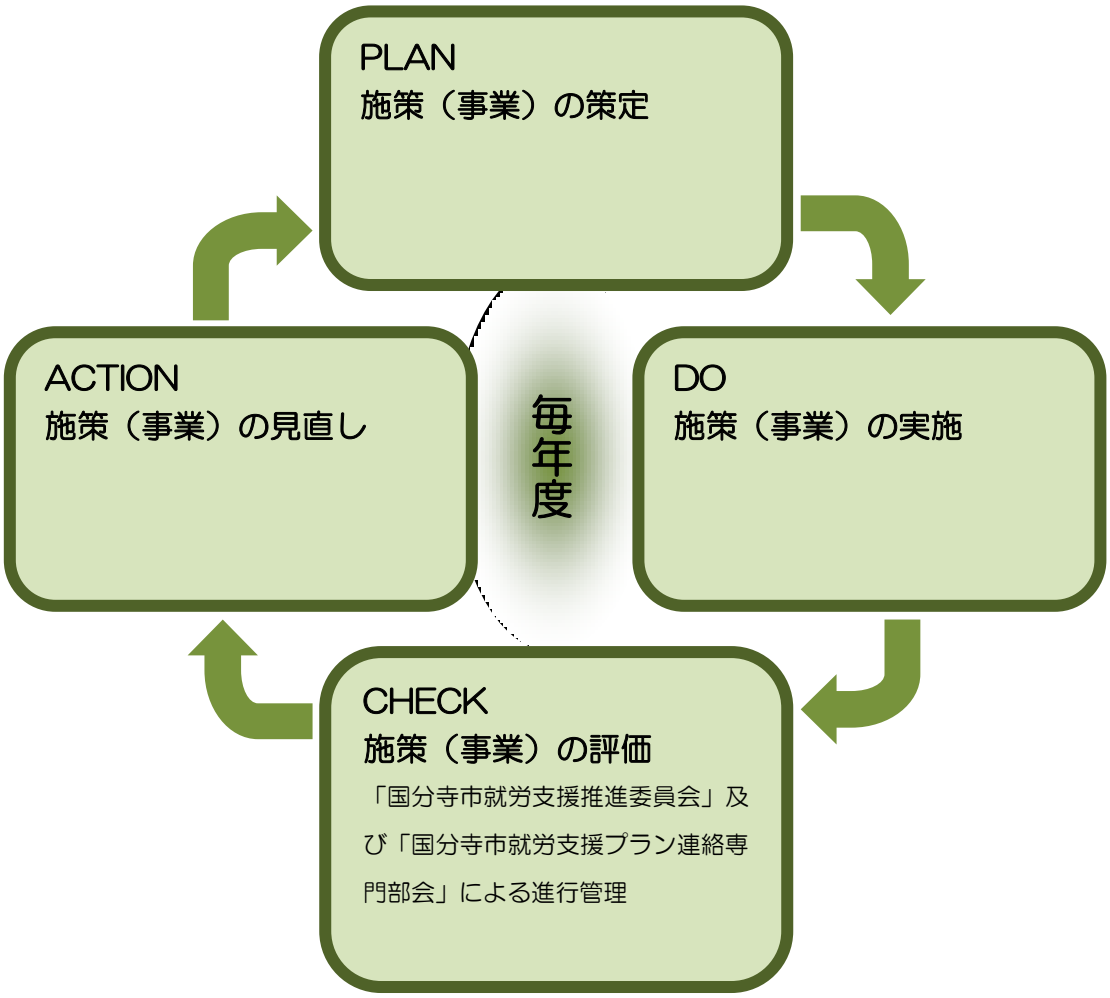

第３章　雇用・就労の現状

１．雇用・就労を取り巻く環境

（１）人口の推移

市の人口の推移は，総数では平成 22 年から増減はあるものの概ね横ばい傾向で推移しています。

世代別に見ると 14 歳以下の年代については総数同様横ばい傾向で推移しています。

また，15～64 歳の労働力人口は減少傾向で推移しているのに対し，65 歳以上の世代は増加傾向で推移しています。

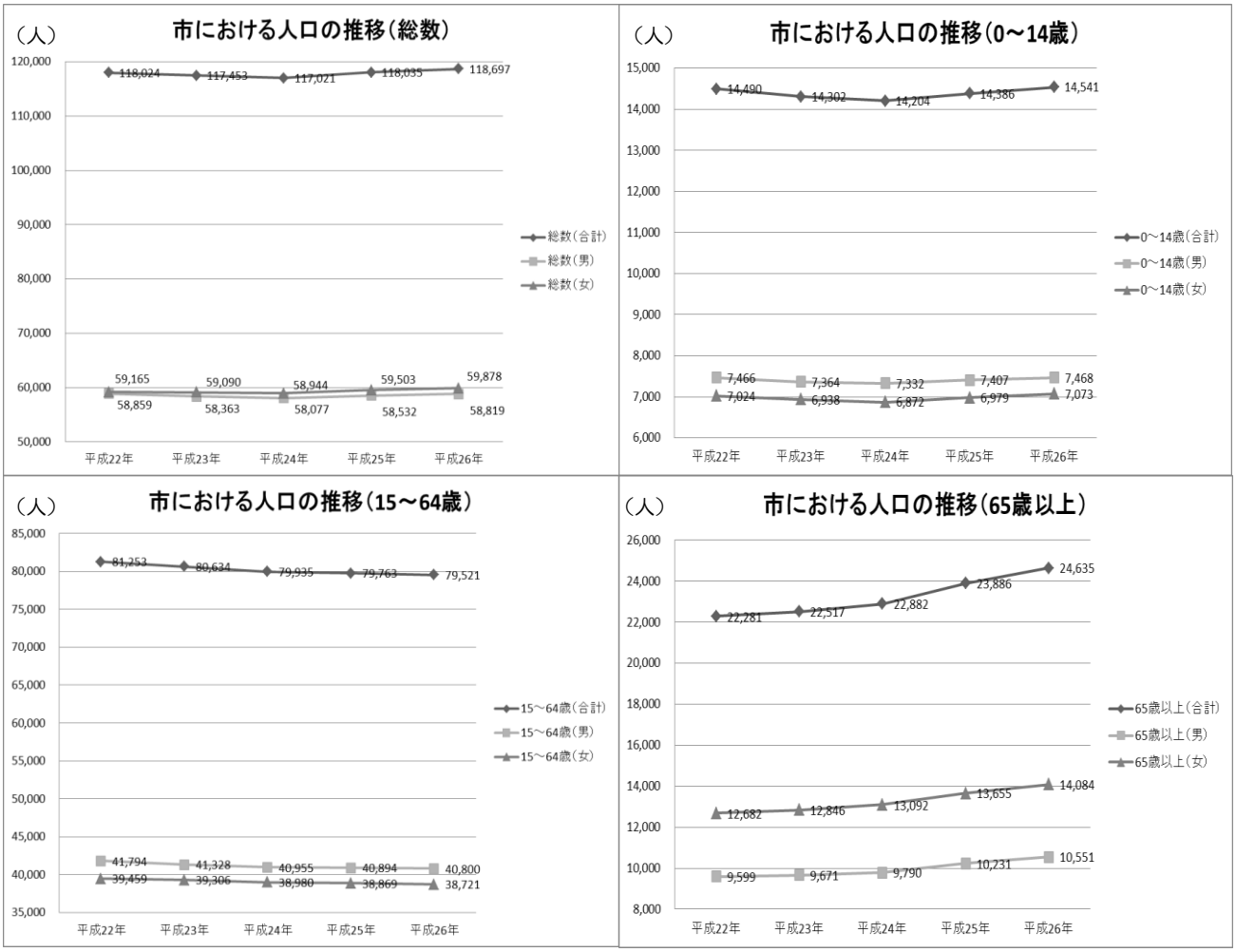

（資料：住民基本台帳　各年１月１日時点　外国人を含む）

（2）有効求人倍率と完全失業率の推移

求職者（仕事を探している人）1 人に対してどのくらいの求人があるのかを示した有効求人倍率の全国数値は，リーマンショックに端を発する景気低迷により平成 21 年度には 0.47 倍まで落ち込みましたが，その後徐々に回復し平成 25 年度には 0.93 倍まで回復しています。

また，労働力人口に占める完全失業者の割合である完全失業率は，有効求人倍率と同様，平成 21 年度に 5.1%と増加しましたが，その後緩やかに減少し，平成 25 年度は 4.0%まで減少しています。

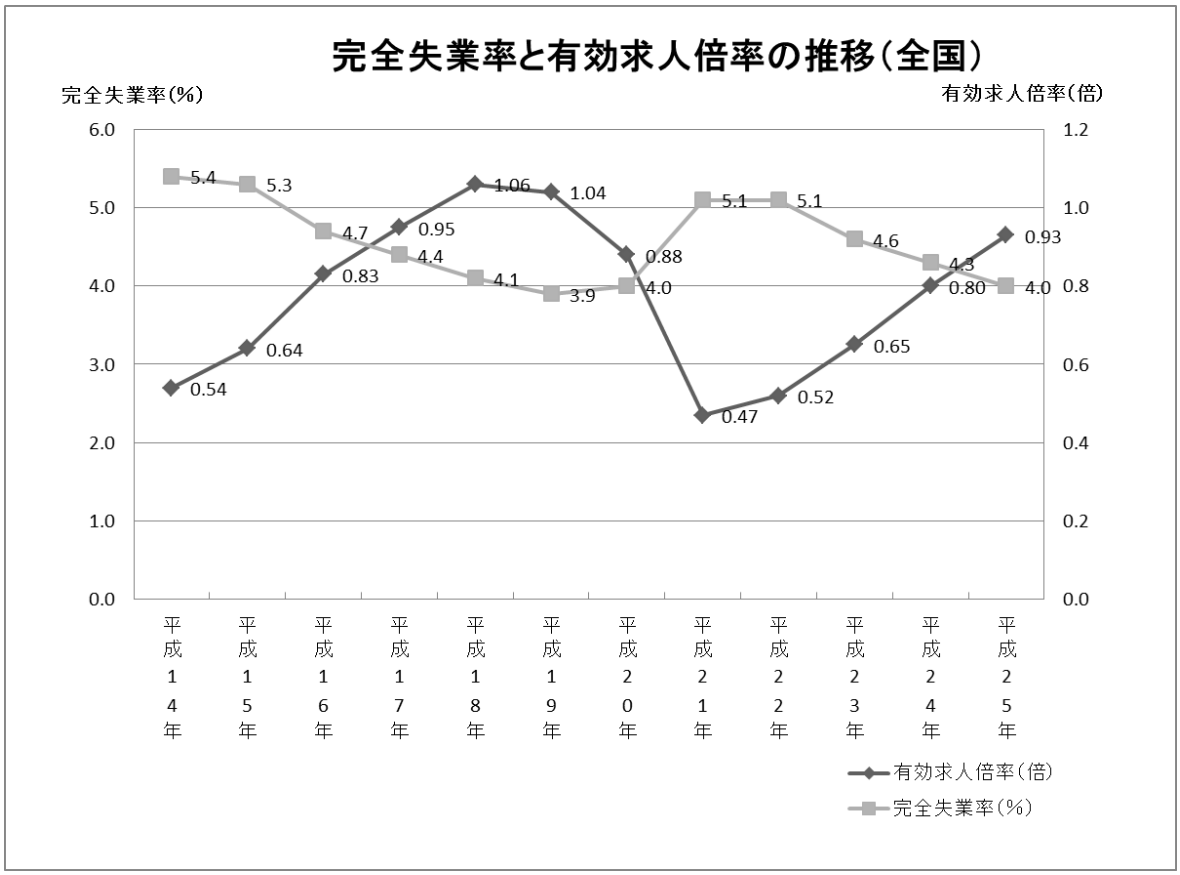

（資料：完全失業率は，総務省「労働力調査」，有効求人倍率は，厚生労働省「一般職業紹介状況」）

（３）労働力状態

市における労働力状態は，男女別 15 歳以上の人口推移を見ると，15 歳以上の人口，労働力総数，就業者総数ともに増加傾向で推移しています。

男女別に見ると，男性では 15 歳以上の人口は増加しているものの，労働力総数，就業者総数ともに概ね横ばい傾向で推移しています。また，男性の就業者内訳を見ると，割合は少ないが，「通学のかたわら仕事」が減少し，「家事のほか仕事」が増加していることが見てとれます。

女性ではすべての項目において増加傾向であることが見てとれます。

市における労働力状態，男女別15歳以上の人口

単位：人

		15歳以上の人口	労働力							非労働力
			総　数	就業者					完　全失業者	
				総　数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者		
総数	平成12年	98,096	56,528	54,290	45,671	5,797	2,057	765	2,238	36,794
	平成17年	101,622	55,310	52,467	42,828	6,769	1,897	973	2,843	37,085
	平成22年	105,338	58,485	55,100	45,352	6,819	2,047	882	3,385	37,648
男	平成12年	49,698	34,878	33,508	31,667	355	1,090	396	1,370	11,350
	平成17年	50,610	33,382	31,557	29,579	504	966	508	1,825	11,124
	平成22年	51,972	34,660	32,484	30,523	547	1,001	413	2,176	12,212
女	平成12年	48,398	21,650	20,782	14,004	5,442	967	369	868	25,444
	平成17年	51,012	21,928	20,910	13,249	6,265	931	465	1,018	25,961
	平成22年	53,366	23,825	22,616	14,829	6,272	1,046	469	1,209	25,436

※15歳以上人口は，労働力状態「不詳」を含む。　（資料：国勢調査）

（４）就業率の推移

市における男女別 15 歳以上人口の就業率を見ると，男性の年代別就業率はグラフに示すと 25 歳～64 歳を上辺とした台形に近い形を示しています。経年推移を見ると平成 17 年度から平成 22 年度にかけて 25 歳～49 歳については２～３％減少しています。20 歳～24 歳及び 60 歳～64 歳についてはおよそ５％の増加を示しています。

女性の年代別就業率はグラフに示すと，M 字型カーブを示しており，25 歳～44 歳の子育て世代の就業率が 25 歳～29 歳及び 45 歳～54 歳よりも低くなっています。経年推移を見ると 30 歳～39 歳についておよそ４％増加しており，若干 M 字型カーブが緩和されています。

市における男女別15歳以上人口の就業率の推移

【男性】　　単位：％

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成12年	12.8	44.6	79	86.3	89.2	90.3	90.8	90.9	90	66.2	33
平成17年	10.7	40.5	70.2	79.3	82	85.7	86.9	86.4	83.4	67.1	29.4
平成22年	9.7	45.7	68.1	76	79.5	82.6	83.5	85.4	83.4	72.6	29.4

【女性】

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成12年	13.2	52.7	67.6	54.2	49.8	54.8	57.6	57.5	47.9	31.5	11.3
平成17年	13.2	47.1	63.4	54.1	49.2	55.2	58.6	57	51.2	33.7	11.3
平成22年	11.7	50.2	65.9	58.7	53.8	54.9	59.7	59.7	53.1	39.4	12.2

（資料：国勢調査）

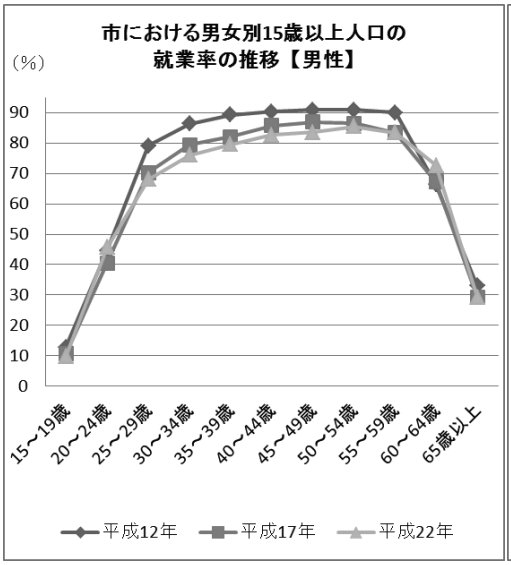

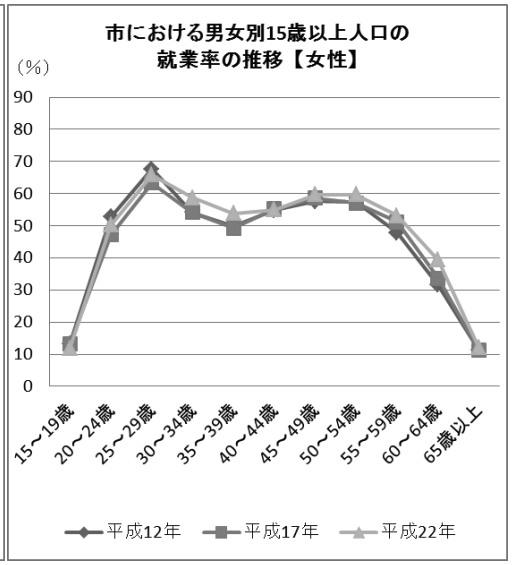

２．就労困難者を取り巻く状況

（１）障害者

市における身体障害者障害別手帳保持状況を見ると，平成 25 年度では約 53%が肢体不自由による交付となっています。各年度の推移については，増減はあるものの，概ね横ばい傾向となっています。

市における身体障害者障害別手帳保持状況

単位：人

年度	年齢階層	総数	視覚	聴覚	肢体	言語	内部
平成20年度	総数	3454	222	328	1869	103	932
	5歳以下	41	0	9	24	1	7
	6～17歳	97	5	33	46	1	12
	18～64歳	1160	81	99	656	43	281
	65歳以上	2156	136	187	1143	58	632
平成21年度	総数	3049	189	276	1606	83	895
	5歳以下	29	0	7	18	0	4
	6～17歳	94	4	30	44	2	14
	18～64歳	999	61	80	554	37	267
	65歳以上	1927	124	159	990	44	610
平成22年度	総数	2773	154	244	1505	44	826
	5歳以下	24	0	7	15	0	2
	6～17歳	78	2	25	44	0	7
	18～64歳	901	53	78	511	18	241
	65歳以上	1770	99	134	935	26	576
平成23年度	総数	3209	192	278	1678	96	965
	5歳以下	26	0	7	17	0	2
	6～17歳	15	1	4	8	0	2
	18～64歳	1296	79	93	713	50	361
	65歳以上	1872	112	174	940	46	600
平成24年度	総数	3149	179	276	1687	54	953
	5歳以下	18	0	5	9	0	4
	6～17歳	88	3	27	50	0	8
	18～64歳	953	60	75	549	17	252
	65歳以上	2090	116	169	1079	37	689
平成25年度	総数	3301	185	292	1754	54	1016
	5歳以下	19	0	6	11	0	2
	6～17歳	84	3	27	46	0	8
	18～64歳	953	57	78	544	17	257
	65歳以上	2245	125	181	1153	37	749

（資料：福祉保健部障害者相談室　各年3月31日時点）

市における愛の手帳（知的障害の方に交付）保持状況を見ると，平成 25 年度は男性約 66%，女性約 34%となっています。経年推移については男女ともに増加傾向で推移しています。

市における愛の手帳保持状況

単位：人

年度	年齢階層	総数	男	女
平成20年度	総数	570	375	195
	5歳以下	33	19	14
	6～17歳	154	110	44
	18～64歳	358	232	126
	65歳以上	25	14	11
平成21年度	総数	578	381	197
	5歳以下	40	23	17
	6～17歳	142	100	42
	18～64歳	369	245	124
	65歳以上	27	13	14
平成22年度	総数	601	395	206
	5歳以下	33	16	17
	6～17歳	165	114	51
	18～64歳	374	249	125
	65歳以上	29	16	13
平成23年度	総数	646	425	221
	5歳以下	39	21	18
	6～17歳	164	107	57
	18～64歳	412	280	132
	65歳以上	31	17	14
平成24年度	総数	660	432	228
	5歳以下	21	12	9
	6～17歳	184	114	70
	18～64歳	424	289	135
	65歳以上	31	17	14
平成25年度	総数	688	455	233
	5歳以下	23	18	5
	6～17歳	187	118	69
	18～64歳	441	302	139
	65歳以上	37	17	20

（資料：福祉保健部障害者相談室　各年3月31日時点）

また，精神障害者数についても市における推移を見ると，精神障害者保健福祉手帳交付件数，心身の障害を除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院医療）承認件数，いずれも増加傾向にあります。

市における精神障害者保健福祉手帳交付件数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
264	232	299	307	348

（資料：福祉・衛生　統計年報　平成20～24年度から抜粋）

市における自立支援医療（精神通院医療）承認件数

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1,270	1,298	1,451	1,501	1,581

（資料：福祉・衛生　統計年報　平成20～24年度から抜粋）

市における難病患者数については，国及び都が難病として認定する特殊疾病認定患者数の推移で見ると，平成 23 年度までは増加傾向で推移していますが，平成 24 年度については，認定基準の見直しがあり，若干減少に転じています。

市における特殊疾病認定患者数系統別推移

	総数（75疾病）	神経系（26疾病）	膠原系（16疾病）	その他（33疾病）
平成20年度	801	236	164	401
平成21年度	843	241	170	432
平成22年度	903	259	174	470
平成23年度	994	279	185	530
平成24年度	947	262	166	519

（資料：福祉・衛生　統計年報　平成20～24年度から抜粋）

（２）子育て中の女性及びひとり親家庭の保護者

市における保育所の定数及び入所理由状況を見ると，年々入所数は増加しており，その理由も労働によるものが95%を占めています。

市における保育所の定数及び入所理由状況

単位：人

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定数			**1,276**	**1,358**	**1,638**	**1,899**	**1,987**	**2,119**
待機児童数			**101**	**74**	**39**	**19**	**53**	**77**
保護者の状況（入所理由）	居宅外労働	常勤	768	853	912	1,037	1,122	1,202
		その他	425	416	458	483	472	599
	居宅内労働	自営	28	36	52	66	78	75
		内職	6	11	6	5	7	7
	労働による入所理由の計		**1,227**	**1,316**	**1,428**	**1,591**	**1,679**	**1,883**
	出産・疾病・身障・看護		52	33	33	36	50	36
	その他		33	38	50	52	83	63
合計			1,312	1,387	1,511	1,679	1,812	1,982

（資料：子ども福祉部保育課　各4月1日の状況）

※保護者とは，主に保育にあたる者＝主に母親。ひとり親の場合は，父親，母親のどちらかとなる。

市における母子及び父子世帯数の推移を見てみると，全世帯数は増加傾向で推移していますが，母子世帯及び父子世帯は概ね横ばい傾向で推移しています。

市における母子及び父子世帯数

	全世帯		母子世帯		父子世帯	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
平成12年	50949	100.0%	359	0.7%	59	0.1%
平成17年	53117	100.0%	389	0.7%	58	0.1%
平成22年	57687	100.0%	373	0.6%	51	0.1%

（資料：国勢調査）

※母子（父子）世帯とは，未婚，死別又は離別の女親（男親）と，その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

（３）生活保護措置状況

市における生活保護措置状況を見ると，世帯数及び人員数は年々増加しています。

市における生活保護措置状況

	世帯数	人員	保護率（‰）
平成20年度	632	790	6.6
平成21年度	683	852	7.1
平成22年度	723	913	7.8
平成23年度	741	929	7.9
平成24年度	818	1,015	8.6
平成25年度	848	1,037	8.7

（資料：福祉保健部生活福祉課）

第４章　就労支援の基本理念・方針

１．就労支援の基本理念

本市では，「多様な生き方が可能な，誰もが安心して働けるまちづくり」を念頭に，その実現に向け，自己実現，社会参加の場であり，市民一人ひとりが自由で豊かな人生を送るための就労の機会が保障される社会を目指します。

２．就労支援の方針

基本理念の実現を目指すため，市は市民とともに就労が困難となる様々な要因や不安を理解し，それらの解消を図るための相談や啓発活動，雇用機会の創出，多様な働き方の実現に向け，既存事業の活用・充実と新たな事業の導入を進め各種の支援に取り組みます。また，市関係部署と就労関係機関，地域の関係団体との連携をより深めるとともに，併せて庁内を含めた連携を図るための体制・組織づくりを進めます。就労困難者の就労を促進するため，以下のとおり方針を展開していきます。

（１）施策の体系

方針を実現するため次の体系に沿った具体的な施策・事業を全庁的に取り組みます。

- 方針の実現
  - 就労に向けた不安・悩みを解消するために
    - 情報の収集と提供
    - 就労相談
  - 就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために
    - 啓発活動
    - 雇用機会の創出
    - 能力開発･訓練
  - 地域で就労支援をすすめるために
    - 地域連携

（２）就労困難者に向けた体系別施策・就労支援事業

方針に示された考え方を進めるためには，様々な施策が全庁的に展開されていく必要があります。具体的な施策・事業を以下に例示するとともに，その実現に向けた取組を関係部署は積極的に進めます。

≪就労に向けた不安や悩みを解消するために≫

■情報の収集と提供の推進

仕事を始めるにあたっての不安，仕事のミスマッチ，職場の人間関係等，様々な悩みや問題の解消・軽減に向けて，市をはじめ，しごとセンター多摩やハローワーク等の公共機関や就労関係機関・団体の相談窓口や支援施策・制度，技能訓練，関連講座・セミナーなどの必要な情報を必要な時に正確に，市民がいつでも身近に知ることができ，活用できる支援が必要です。そこで，市，公共機関や就労関係機関・団体が提供している情報を収集・整理し，市ホームページや市報等に掲載し，市民に提供します。併せて市，公共機関，就労関係機関・団体間の情報交換を進め，情報の共有化と内容の充実を図ります。

- 市報や市ホームページを活用した情報の収集と提供の充実
- 支援情報を掲載したリーフレット等の提供
- 就労支援情報コーナーの設置　など

■就労相談・支援体制の確立

仕事選び・適性の悩みや不安，職場での人間関係等，就労に伴う様々な不安や悩みを払拭するために，よりきめ細かな支援策として相談窓口の整備が必要です。

ハローワークや東京都，しごとセンター多摩等の機関において，就労に向け，あるいは，就労後の労働問題，キャリア相談など様々な相談窓口が開設され，多くの方が利用されています。特に市内に開設されているしごとセンター多摩については，専門のキャリアカウンセラーによる個々の状況に応じた仕事選びや自己の適性診断を通じ，きめ細かなサービスを提供しています。本市の就労支援を推進していく上でも大きな役割を担っており，しごとセンター多摩と連携強化を図っていくことが重要となっています。また，障害者の一般就労にあたっては技術・技能面以上に精神面でのサポートが不可欠であり，障害者就労支援センターにおいて生活面も併せ，相談員とジョブコーチが施設訓練から一般就労，再チャレンジへと障害者が安心して就労できるよう支援を進めます。

経済的困窮，社会的孤立の状態にある方々についても，生活保護受給者が年々増加するなど，そのセーフティネットの強化が求められています。そういった中，平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」が施行されます。同法に基づき，新たに生活困窮者が抱える多様な課題に対する相談を包括的に受ける窓口を設置するとともに，関係者の連携をもとに，就労に向けた支援を中心に様々な支援を進めていきます。

・就労相談窓口の充実・的確な窓口への誘導
・相談しやすい環境づくりへの取組　など

≪就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために≫

■啓発活動の推進

求職者の就労意欲，事業者の雇用促進，障害者雇用・男女雇用平等の推進，多様な働き方への取組等，様々な課題や問題点を理解し，その解決を図るための支援として，継続的な啓発活動を積極的に進める必要があります。このことから，市関係部署，公共機関や就労関係機関・団体で開催されている啓発活動に加え，関係機関と連携した就労支援セミナーを開催するとともに，市民や地域の事業者を対象に就労が困難となる様々な要因の解消，労働法規の遵守等，働く環境の改善と就労意欲の向上に向けた啓発活動を行い，地域社会の理解と就労促進を図ります。

特に就労を進める上で，事業所の協力は不可欠であるため農業・商工団体との協力を図り，啓発活動を進めます。

・市民・求職者・事業者へ向けた啓発セミナー・講演会等の実施など

■就労機会の創出に向けた支援の促進

農業・商工業団体と地域経済の活性化を進め雇用創出を図るとともに，雇用の確保と就労継続支援事業所などでの訓練等への支援に向け，事業所への啓発を行い，理解と協力を求めます。

また，労政や福祉の分野に限らず，様々な部署において，事務事業の見直しを進め事業の委託・市民活動団体との協働の推進，短時間雇用の検討，就労機会の確保に向けた支援を図るほか，シルバー人材センターの事業支援を進め，蓄積された技術力・経験を活かした地域活動への参加を促します。

特に障害者雇用においては，事業所への啓発を通じて，理解と協力を図ると

もに，平成 25 年４月１日施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき策定した「国分寺市障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」により，障害者就労施設等からの優先的な物品，役務等の調達の推進を図り，就労機会の確保に努めます。

子育て中の女性及びひとり親家庭の保護者への支援においては，保育所等の待機児童解消により，子育て中の女性やひとり親家庭の保護者が働きやすい環境づくりを推進していきます。

- 障害者就労支援センターの運営
- 福祉団体への就労機会の継続及び拡大
- 就労継続支援事業所や就労移行支援事業所への事業内容向上，ネットワークづくり，地域に密着した運営への支援
- 公共調達条例で規定する総合評価方式の運用
- 短時間雇用の検討
- 市民活動の活発化と協働事業の推進
- 事業者に対するトライアル雇用の周知

■能力開発・向上に向けた支援の促進

就労困難者の雇用・就労の機会を確保するためには，就労継続支援事業所などでの訓練等への支援が必要です。また，自らのスキル・キャリアアップ等能力向上を図ることも再就職を進めるうえで必要なことです。職業能力の向上を図るための技能講習会の充実と情報提供を進めるとともに職業観・勤労観の育成，仕事のミスマッチを防ぐため，中高生の職場体験，トライアル雇用，インターンシップ等の活用に向けて事業者へ周知を図ります。

また，障害者就労支援センターが実施する就労訓練の場として市役所の活用を図るとともに，訓練の場として一般事業所の利用についても事業者の理解と協力が得られるよう取り組みます。

- 再就職支援のための講座等の支援
- 職場体験・インターンシップ制度の活用
- 障害者の技能実務向上のための庁内実習訓練
- 講座・訓練における一時保育支援
- 能力向上を目指した技能講座の充実　など

≪地域で就労支援をすすめるために≫

■就労支援の推進体制

①庁内の体制

この方針を具体化するには，多くの施策について継続した，よりきめ細かな支援を積極的に展開していく必要があります。

また，就労支援を進めるうえで，様々な不安や悩みの解消を図るための情報の収集と提供，相談業務及び市民・事業者への啓発活動等，労政や福祉に限らず，関係部署・機関との連携・協力をより一層強化・充実していくことが必要です。

そこで，市における就労･雇用支援に係る事務の統括窓口を就労支援担当が担い，関係機関と庁内関係部署間の情報交換と調整を図るとともに，就労支援施策の進行管理に取り組みます。

②地域連携への取組

障害者，子育て中の女性・母子（父子）家庭，高齢者の多くは，身体的あるいは家庭の事情等，様々な理由から職住近接での就労を望んでおり，そのためには，地域就労に向けた事業者の理解と協力が必要です。また，個人又は就労継続支援事業所などが自ら事業主となり，相互の技術・技能経験や資金の活用を図りながら，地域の共通ニーズ等を起業に活かす新しい発想も必要です。

こうした起業活動をはじめ，就労支援を進めるためには，事業所，商工関係者からの情報提供や業務を通じた支援等，地域での横断的な協力と連携が必要です。

市では，地域雇用創出に向けた連携と就労を支援する体制として，市，関係機関・団体による国分寺市就労支援地域連絡会を設置しています。地域連絡会では意見・情報交換，啓発のほか，地域雇用創出に向けた事業などの取組について検討を進めていきます。

・就労支援を推進するための庁内組織の設置
・就労支援関係機関との連携
・障害者の就労支援のためのネットワーク化の推進　など

≪国分寺市就労支援地域連絡会イメージ図≫

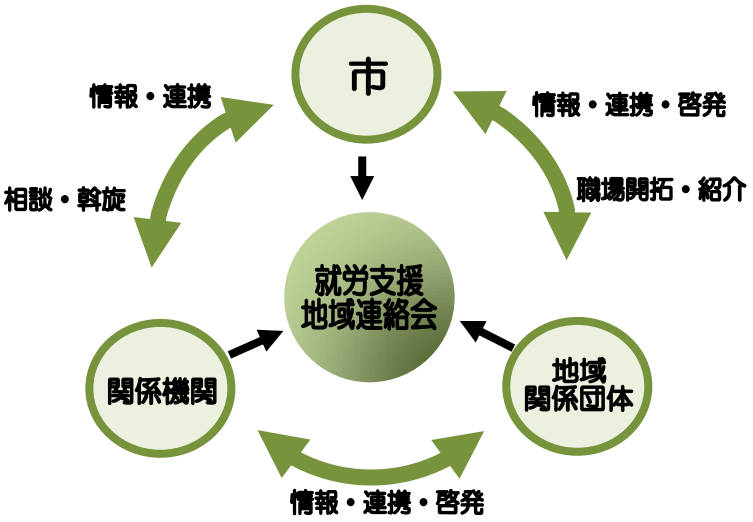

【目的】庁内及び関係機関・地域関係団体等との雇用・就労に関する情報交換，交流と啓発を進めるとともに，地域雇用創出に向けた各種の支援施策への協力と連携を図る。

【機能】①市及び関係機関，地域関係団体との雇用・就労情報の交換と交流
②商工団体，事業所等への就労困難者に対する理解と啓発
③地域雇用創出に向けた施策の検討

【構成】市，関係機関，地域関係団体
市：雇用就労に関わる窓口
関係機関：国，東京都の雇用就労機関
地域関係団体：市内の雇用就労に関わる団体

第５章　就労支援施策

「第４章　就労支援の基本理念・方針　『１．就労支援の基本理念』」では，就労支援の基本理念を次のとおり定めています。

本市では，「多様な生き方が可能な，誰もが安心して働けるまちづくり」を念頭に，その実現に向け，自己実現，社会参加の場であり，市民一人ひとりが自由で豊かな人生を送るための就労の機会が保障される社会を目指します。

また，「第４章　就労支援の基本理念・方針　『２．就労支援の方針』」では，上記の基本理念の実現を目指すため，次のような施策の必要性及び方向性を記しています。

市は，市民とともに就労が困難となる様々な要因や不安を理解し，それらの解消を図るための相談や啓発活動，雇用機会の創出，多様な働き方の実現に向け，既存事業の活用・充実と新たな事業の導入を進め各種の支援に取り組みます。また，市関係部署と就労関係機関，地域の関係団体との連携をより深めるとともに，併せて庁内を含めた連携を図るための体制・組織づくりを進めます。就労困難者の就労を促進するため，以下のとおり方針を展開していきます。

この方針を実現するために，次のような施策の柱となる体系を定め，この体系に沿った施策を関係機関等の協力のもと全庁的取り組んでいきます。

方針１：就労に向けた不安・悩みを解消するために
方針２：就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために
方針３：地域で就労支援をすすめるために

≪全体体系図≫

基本方針	主要課題	事業名
就労に向けた不安・悩みを解消するために	（１）情報の収集と提供	１　就労支援情報の提供
		２　女性就労支援図書コーナーの設置
		３　障害者への就労支援の情報の提供と啓発
	（２）就労相談	４　障害者就労支援センターにおける就労相談
		５　的確な相談窓口への誘導
		６　生活保護被保護者等就労促進事業
		７　生活困窮者自立支援事業
就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために	（１）啓発活動	８　（再掲）就労支援情報の提供
		９　中学生の職場体験
		10　インターンシップ制度の活用
	（２）雇用機会の創出	11　障害者団体への就労機会の拡大
		12　高齢者団体への就労機会の拡大
		13　市役所での障害者の雇用の推進
		14　市の調達における雇用の促進
		15　補助金事業による雇用創出
		16　保育所の拡充による待機児童解消
	（３）能力開発・訓練	17　母子家庭自立支援教育・給付金事業
		18　就労支援セミナーの実施
		19　女性のための就労支援セミナーの実施
		20　庁内実習体験事業
地域で就労支援をすすめるために	（１）推進体制・地域連携	21　就労支援方針実施計画連絡専門部会
		22　障害者就労支援連絡会
		23　就労支援のための関係機関との連携

１．就労に向けた不安・悩みを解消するために

（１）情報の収集と提供

●就労支援事業を行っている国・都・市・企業の情報を随時収集し，市民及び事業者へ広く周知，提供していきます。特に就労困難者に重点をおいて，情報提供を進めます。
●東京しごとセンター多摩，東京都労働相談情報センター（国分寺労政事務所），ハローワーク立川，市障害者就労支援センター，中小企業大学校東京校等との広域的な連携を進めます。

就労を希望する就労困難者が必要な情報を必要な時にかつ正確に，いつでも身近に知るとともに活用できる支援策を推進します。

事業番号	１－１				所管課	経済課
事業名	就労支援情報の提供				対象者	全対象者
内容	国・都・企業等が提供している情報を収集・整理し，市ホームページや市報等により，市民に提供するとともに，庁内関係各課の窓口に就労情報等を備えていきます。また，市の担当部署，公共機関，就労関係機関との情報交換を進め，情報の共有化と内容の充実を図っていきます。					
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	就労支援情報の提供場所	４か所	充実	充実	充実	充実	７か所

事業番号	１－２				所管課	文化と人権課
事業名	女性就労支援図書コーナーの設置				対象者	女性
内容	女性のための就労に関する新たな情報を収集するとともに，男女平等推進センターの利用者が必要な情報を容易に得られるよう，就労関係図書や情報誌，チラシなどの配架等を工夫するなど，積極的な情報提供を行っていきます。					
評価指標	指標名	実績	目標			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	就労に関する図書の貸し出し冊数	11冊	20冊	20冊	20冊	30冊	30冊
	就労に関する蔵書点検・整理及び蔵書目録の改定	0回	1回	1回	1回	1回	1回

事業番号	１－３				所管課	障害者相談室
事業名	障害者への就労支援の情報の提供と啓発				対象者	障害者
内容	市障害者就労支援センターの機能の充実と障害者への十分な周知を行い，就労者の定着支援を図るとともに，障害者を雇用する企業側への啓発活動を行っていきます。					
評価指標	指標名	実績	目標			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	登録人数	204人	210人	220人	230人	240人	250人
	雇用開発セミナー開催	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	セミナー参加人数	24人	25人	25人	28人	28人	30人

（２）就労相談

●市障害者就労支援センターにおいて，就労に関する相談を実施することにより，就労に関する様々な不安や悩みを払拭し，障害者が就労につながるような支援を図っていきます。

●各関係機関との連携を深め，東京都等において行われている就労相談業務の相談機会の情報提供を行い，就労に関する精神的なサポートを行っていきます。

仕事選び，適性の悩みや不安，職場での人間関係等，就労に伴うさまざまな不安や悩みの払拭を図るために，よりきめ細やかな就労相談業務を進めるために以下の事業を推進していきます。

事業番号	２－４				所管課	障害者相談室
事業名	障害者就労支援センターにおける就労相談				対象者	障害者
内容	市障害者就労支援センターでは，生活面も併せ，コーディネーターが，就職準備支援から一般就労，再チャレンジへと一人ひとりの障害特性に配慮した支援を継続的に実施していきます。					
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	登録人数	204人	210人	220人	230人	240人	250人
	相談人数（延べ）	4,761人	4,800人	4,800人	4,900人	4,900人	5,000人
	定着支援対象者	110人	110人	115人	120人	120人	125人

事業番号	２－５				所管課	経済課
事業名	的確な相談窓口への誘導				対象者	全対象者
内容	就労困難者が就労に向けた支援が受けられるよう各相談窓口のＰＲをするとともに各関係機関との連携を図っていきます。					
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	就労支援マップ作成部数	100部	500部	隔年で見直しのためなし	500部	隔年で見直しのためなし	500部

事業番号	２－６				所管課	生活福祉課
事業名	生活保護被保護者等就労促進事業				対象者	生活保護法に基づく保護の被保護者及び要保護者
内容	生活保護法に基づく保護の被保護者及び要保護者を対象に，就労促進指導員が就労に関する相談に応じ，就労の指導を行うことや，公共職業安定所その他の機関と連携することにより，被保護者等の就労の促進を図っていきます。					
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	相談件数（延べ）	435件	480件	480件	480件	480件	480件
	就職件数	43人	70人	70人	70人	70人	70人

事業番号	２－７	所管課	生活福祉課
事業名	生活困窮者自立支援事業	対象者	経済的に困窮し，就労意欲のある者
内容	生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業の実施，生活困窮者住居確保金の支給，その他の生活困窮者に対する自立の支援を講ずることにより，就労の促進を図っていきます。		

評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	自立相談支援機関新規相談件数	—	100件	100件	100件	100件	100件
	自立相談支援機関相談件数（延べ）	—	600件	600件	600件	600件	600件
	個別計画作成数	—	30	30	30	30	30

２．就労の場の確保と働きやすい環境をつくるために

（１）啓発活動

●市や関係機関で実施している啓発活動に加え，市民や地域の事業者に対しては，働く環境の改善と就労意欲のより一層の向上に向けた啓発活動を行い，地域社会の理解を推進します。
●商工団体との協力を図り，就労に関する啓発活動を進め，東京しごとセンター多摩等と連携し，広域的な連携ができるよう取り組みます。
●中学生の職場体験や大学生のインターンシップを通して，将来の職業観への刺激や就業意欲を啓発します。

就労困難者が就労することができない要因として，求職者の就労意欲，事業者の雇用促進，障害者雇用・男女雇用平等の推進など，さまざまな課題があります。その解決に向けた支援として，継続的な啓発活動に加え，新たに，市民や地域の事業者に対しては，働く環境の改善と就労意欲をより一層高めるような啓発活動の推進が必要です。このことから，以下の事業を推進します。

<table>
<tr><td>事業番号</td><td colspan="3">３－８</td><td>所管課</td><td colspan="3">経済課</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3">就労支援情報の提供（再掲）</td><td>対象者</td><td colspan="3">全対象者</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="6">国・都・企業等が提供している情報を収集・整理し，市ホームページや市報等により，市民に提供するとともに，庁内関係各課の窓口に就労情報等を備えていきます。また，市の担当部署，公共機関，就労関係機関との情報交換を進め，情報の共有化と内容の充実を図っていきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">評価指標</td><td rowspan="2">指標名</td><td>実績</td><td colspan="5">目標</td></tr>
<tr><td>平成
25 年度</td><td>平成
27 年度</td><td>平成
28 年度</td><td>平成
29 年度</td><td>平成
30 年度</td><td>平成
31 年度</td></tr>
<tr><td>就労支援情報の提供場所</td><td>４か所</td><td>充実</td><td>充実</td><td>充実</td><td>充実</td><td>７か所</td></tr>
</table>

事業番号	３－９				所管課	学校指導課
事業名	中学生の職場体験				対象者	中学生
内容	将来の職業観・勤労観の醸成や就労への意欲を高めていくため，継続して中学生の職場体験を実施していきます。市内の事業所には，将来社会人となる中学生等が職場体験をすることの重要性について，啓発活動を行いながらご協力をいただき，職場体験先としての受け皿づくりを進めていきます。					
評価指標	指標名	実績	目標			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	職場体験日数	３日	３日	３日	３日	３日	３日
	参加人数	740人	１学年または２学年生徒全員				

事業番号	３－10				所管課	職員課
事業名	インターンシップ制度の活用 （学生就業体験事業）				対象者	大学生
内容	将来の職業観・勤労観の醸成や就労への意欲を高めていくため，継続して学生のインターンシップ受け入れを実施していきます。					
評価指標	指標名	実績	目標			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	インターンシップ受入れ人数	16名	20名	20名	20名	20名	20名

（２）雇用機会の創出

●市が率先して就労困難者を雇用する取り組みを進めます。
●就労困難者の就労支援に資する関係団体等を支援することにより，雇用機会の拡充を図ります。

就労困難者の雇用を拡充するために，市内事業者には引き続き就労困難者の雇用について啓発活動を行います。また，市が率先して，就労困難者の雇用・就労の機会確保，就労継続支援事業所などでの訓練などの支援を計画的に進めて行くため，以下の事業を推進します。

事業番号	４－11					所管課	障害者相談室
事業名	障害者団体への就労機会の拡大					対象者	障害者
内容	「国分寺市障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき，障害者就労施設等からの優先的な物品，役務等の調達の推進を図っていきます。						
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	物品等調達実績金額		調達方針による前々年度の実績金額を上回るよう努める。				

事業番号	４－12	所管課	地域福祉課
事業名	高齢者への雇用機会の拡大	対象者	高齢者
内容	高齢者の就労機会の提供・確保に重要な役割を果たしているシルバー人材センターへの財政的支援を継続するとともに，シルバー人材センターへの業務委託の推進を図ります。これらにより高年齢者の技術・経験を生かした地域活動への参加を促進させます。		

評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	シルバー人材センターの会員数	784人	825人	840人	855人	870人	870人
	シルバー人材センターの業務委託件数	5,738件	5,760件	5,760件	5,770件	5,770件	5,770件
	シルバー人材センターの就業率	75.5%	75.5%	77.0%	79.0%	80.0%	80.0%

事業番号	４－13	所管課	職員課
事業名	市役所での障害者の雇用の推進	対象者	障害者
内容	障害者雇用率を遵守し，障害者の計画的な雇用を図っていきます。 障害者雇用推進のために，市が率先して障害者の雇用・就労の機会確保の検討を進めていきます。		

評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	法定雇用率	2.38%	2.3%以上	2.3%以上	2.3%以上	2.3%以上	2.3%以上

事業番号	４－14					所管課	契約管財課
事業名	市の調達における雇用の促進					対象者	市民・事業者
内容	平成24年６月に就労困難者の雇用状況を業者選定に反映させる仕組みの一方策である公共調達条例を制定。公共調達条例で規定する総合評価方式の要綱を制定し，価格のみによらない競争を実施し，就労困難者の雇用状況を業者選定に反映させることを目指します。当該要綱を円滑に運用することによって，就労困難者の雇用促進につなげていきます。						
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	総合評価方式競争入札実施要綱の運用	総合評価方式競争入札の要綱制定	総合評価方式競争入札の運用				

事業番号	４－15					所管課	経済課
事業名	補助金事業による雇用創出					対象者	全対象者
内容	国及び都で創設された補助金制度（東京都人づくり・人材確保支援事業等）を活用し，就労困難者等の雇用機会を創出します。						
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	実施事業数	対象事業なし	１事業	１事業	１事業	１事業	１事業

事業番号	４－16	所管課	保育課
事業名	保育所の拡充による待機児童解消	対象者	子育て中の女性及びひとり親家庭の保護者
内容	子どもを預けることのできる保育所等を整備し，待機児童を解消することにより，働く意欲のある子育て中の女性やひとり親家庭の保護者が就業しやすい環境づくりを進めます。		

評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	保育施設数	31施設	33施設	35施設	37施設	37施設	37施設
	保育施設定員数	2,162人	2,359人	2,601人	2,833人	2,833人	2,821人

（３）能力開発・訓練

●能力開発に取り組む女性や障害者の方を対象とした制度を活用して，就労支援を進めます。
●関係機関・団体と連携して多様な就労支援セミナーを開催します。
●市役所を就労に向けた訓練の場として積極的に活用します。

就職に向けて資格や技能を身につけたいと考える人は多く，就職に役立つ情報提供や技能を身につけるための支援が求められている。このことから，以下の事業を推進します。

事業番号	５－17						所管課	生活福祉課
事業名	母子家庭自立支援教育・給付金事業						対象者	女性
内容	能力開発に取り組む母子家庭の母を対象に，母子家庭自立支援教育・給付金事業の制度の周知を行い，この制度を積極的に活用してもらうよう進めていきます。この制度を活用することにより，母子家庭保護者の能力開発や職業訓練が進められ，就労に役立てることになります。							
評価指標	指標名	実績	目標					
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	支給件数	４名	７名	14名	14名	14名	14名	
	就職者数	１名	３名	３名	３名	３名	３名	

事業番号	５－18				所管課	経済課
事業名	就労支援セミナーの実施				対象者	市民・事業者
内容	関係機関・団体と連携して，共催による多様な就労支援セミナーを実施していきます。					
評価指標	指標名	実績	目標			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	共催セミナー等の開催数	６回	10回	10回	10回	10回	10回
	延べ参加人数	688名	800名	800名	800名	800名	800名

事業番号	５－19				所管課	文化と人権課
事業名	女性のための就労支援セミナーの実施				対象者	女性
内容	結婚や出産，育児等の理由で離職した女性が，就労ブランクや家事・育児との両立など，就労に対して感じる不安を軽減するための再就職や起業を支援する講座を実施していきます。					
評価指標	指標名	実績	目標			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	講座の参加者数	９人	15人	15人	15人	20人	20人
	講座の開催回数	１回	１回	１回	１回	１回	１回

事業番号	５－20					所管課	障害者相談室
事業名	庁内実習体験事業					対象者	障害者
内容	市障害者就労支援センターが実施する「訓練の場」として，市役所の業務のうち一部の仕事を実習の場として提供し，就労を目的とした実習訓練を行います。これにより，障害者の就労への第一歩につなげていきます。						
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	実習回数	３回	３回	３回	３回	３回	３回
	実習参加人数	11人	11人	12人	12人	12人	12人

３．地域で就労支援をすすめるために

（１）推進体制・地域連携

●市が率先して就労困難者に雇用や訓練の場を提供し事業を進めるために庁内組織を設置します。
●障害者の就労支援を進めるために地域連携組織を設置します。
●就労支援関係機関との連携を推進します。

市の「就労支援方針」を具現化するため，労働・福祉・教育など各分野の連携，さらに市，関係機関，地域の関係団体が相互の情報交換及び交流を進めることが必要です。このことから，以下の事業を推進していきます。

事業番号	６－21				所管課	経済課
事業名	国分寺市就労支援プラン連絡専門部会				対象者	
内容	庁内関係部署間の情報交換や調整を図り，就労支援策の効率的・効果的な推進を図るため，国分寺市就労支援プラン連絡専門部会を開催します。これにより，庁内関係部署による情報の共有化，就労困難者支援の迅速な対応を図ります。					
評価指標	指標名	実績	目標				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	連絡専門部会の開催	２回	２回	２回	２回	２回	２回

事業番号	６－22				所管課	障害者相談室
事業名	障害者就労支援連絡会				対象者	
内容	障害者の就労支援を推進するため，地域連携組織を設置し，障害者の就労支援関係機関と連携した取り組みを行っていきます。					
評価指標	指標名	実績	目標			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	障害者就労支援連絡会の開催	０回	２回	２回	２回	２回	２回

事業番号	６－23				所管課	経済課
事業名	就労支援のための関係機関との連携				対象者	
内容	地域雇用創出に向けた情報交換，就労支援事業を進めるため，国分寺市就労支援地域連絡会を開催します。地域連絡会では，関係機関・団体との意見・情報交換，連携のほか，地域雇用の創出を目的とした事業について検討を進めていきます。					
評価指標	指標名	実績	目標			
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	就労支援地域連絡会参加団体数	５団体	６団体	９団体	９団体	９団体	９団体
	就労支援地域連絡会開催回数	１回	２回	２回	２回	２回	２回

資料編

１．策定の経過

日　程	内　容	主な案件等
平成 26 年 10 月 10 日（金）	就労支援方針実施計画連絡専門部会※開催	「(仮）国分寺市就労支援プラン」素案の検討について
平成 26 年 10 月 29 日（水）	就労支援方針実施計画連絡専門部会※開催	「(仮）国分寺市就労支援プラン」素案の検討について
平成 26 年 11 月 14 日（金）	就労支援方針実施計画連絡専門部会※開催	「(仮）国分寺市就労支援プラン」素案の検討について
平成 26 年 11 月 21 日（金）	就労支援推進委員会	「(仮）国分寺市就労支援プラン」素案の決定
平成 27 年 1 月 15 日（木）～2 月 13 日（金）	パブリック・コメント実施	市報・市ホームページにて周知 経済課窓口・オープナー・各公民館・恋ヶ窪図書館・光図書館・本多図書館駅前分館・市ホームページにて公表
平成 27 年３月６日（金）	就労支援方針実施計画連絡専門部会※開催	「国分寺市就労支援プラン（最終案)」について
平成 27 年３月 19 日（木）	就労支援推進委員会	「国分寺市就労支援プラン（最終案)」の決定について

※本プラン策定後「就労支援プラン連絡専門部会」に改称

２．国分寺市就労支援推進委員会設置規程

〇国分寺市就労支援推進委員会設置規程

平成 20 年７月 16 日
訓令第 18 号

(設置)

第１条　国分寺市就労支援プラン（平成 27 年３月策定。以下「就労支援プラン」という。）に基づく事業の推進を図るため，国分寺市就労支援推進委員会(以下「委員会」という。）を設置する。

(平成 22 年訓令第 14 号・平成 27 年訓令第 13 号・一部改正)

(所掌事務)

第２条　委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

(1)　就労支援プランに基づく事業の推進に関すること。

(2)　就労支援プランに基づく事業の調整に関すること。

(3)　その他就労支援の推進に関すること。
(平成 22 年訓令第 14 号・平成 27 年訓令第 13 号・一部改正)
(組織)
第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　副市長
(2)　政策部長
(3)　総務部長
(4)　市民生活部長
(5)　福祉保健部長
(6)　教育部長
(平成 26 年訓令第 16 号・一部改正)
(委員長及び副委員長)
第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は副市長，副委員長は市民生活部長をもって充てる。
２　委員長は，委員会を代表し，委員会の会務を総理する。
３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。
(会議)
第５条　委員会は，委員長が招集し，委員長は，会議の議長となる。
(専門部会の設置)
第６条　委員会に国分寺市就労支援プラン連絡専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。
２　専門部会は，委員会が指定する事項について調査検討し，その結果を委員会に報告する。
(平成 22 年訓令第 14 号・追加，平成 27 年訓令第 13 号・一部改正)
(専門部会の組織)
第７条　専門部会は，８人以内の職員(以下「部会員」という。)をもって組織し，市長が任命し，又は委嘱する。
(平成 22 年訓令第 14 号・追加)
(部会長及び副部会長)
第８条　専門部会に部会長及び副部会長を置き，委員長が部会員の中から指名する。
２　部会長は，専門部会を代表し，専門部会の会務を総理する。
３　副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは，その職務を代理する。
(平成 22 年訓令第 14 号・追加)
(専門部会の会議)
第９条　専門部会の会議は，部会長が招集し，部会長は，会議の議長となる。
(平成 22 年訓令第 14 号・追加)

(意見の聴取等)
第 10 条　委員会及び専門部会(以下「委員会等」という。)は，委員会等の運営上必要があると認めるときは，委員及び部会員(以下「委員等」という。)以外の者を会議に出席させ，その意見を聴き，又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。
(平成 22 年訓令第 14 号・旧第６条繰下・一部改正)
(庶務)
第 11 条　委員会等の庶務は，市民生活部経済課において処理する。
(平成 22 年訓令第 14 号・旧第７条繰下・一部改正)
(委任)
第 12 条　この規程に定めるもののほか委員会等の運営について必要な事項は，別に定める。
(平成 22 年訓令第 14 号・旧第８条繰下・一部改正)
附　則
この訓令は，公表の日から施行する。
附　則(平成 22 年訓令第 14 号)
この訓令は，公表の日から施行する。
附　則(平成 26 年訓令第 16 号)
この訓令は，平成 26 年４月１日から施行する。
附　則(平成 27 年訓令第 13 号)
この訓令は，平成 27 年４月１日から施行する。

３．国分寺市障害者就労支援連絡会設置要領

〇国分寺市障害者就労支援連絡会設置要領
（設置）
第１条　国分寺市就労支援プラン（平成 27 年３月策定）に基づき障害者の就労支援推進を図るため，国分寺市障害者就労支援連絡会(以下「連絡会」という)を設置する。
（所掌事務）
第２条　連絡会は，国分寺市内及び国分寺市役所内における就労訓練の場の確保並びに就労の機会の確保及び国分寺市が障害福祉サービス事業者と締結する委託契約等の仕様に関する事項について協議，調整を行う。
（組織）
第３条　連絡会の委員は，次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　福祉保健部長
(2)　障害者相談室長
(3)　障害者相談室障害者支援担当係長
(4)　経済課消費生活・就労支援担当係長
(5)　国分寺市障害者就労支援センター長

⑹　国分寺障害者施設お仕事ネット代表（２人以内）

（会長及び副会長）

第４条　連絡会に会長及び副会長を置き，会長は福祉保健部長，副会長は障害者相談室長をもって充てる。

２　会長は，連絡会を代表し，連絡会の会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　連絡会は会長が招集し，会長が会議の議長となる。

２　会長は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第６条　会長は，連絡会の運営上必要があると認めるときは，委員以外の者を連絡会に出席させ，その意見を聞くことができる。

（庶務）

第７条　連絡会の庶務は，福祉保健部障害者相談室において処理する。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか，連絡会の運営等について必要な事項は，会長が定める。

附　則

この規程は，平成 20 年７月 24 日から施行する。

附　則

この規程は，平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成 27 年４月１日から施行する。

４．国分寺市就労支援地域連絡会設置要綱

〇国分寺市就労支援地域連絡会設置要綱

平成 24 年８月 24 日
要綱第 24 号

（設置）

第１条　国分寺市就労支援プラン（平成 27 年３月策定）に基づき，関係機関と連携して，就労支援についての情報交換，連絡調整等を行い，地域の就労支援を推進するため，国分寺市就労支援地域連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　連絡会は，次に掲げる事項を所掌する。
⑴　就労支援についての情報交換に関する事項
⑵　就労支援についての連絡調整に関する事項
⑶　その他地域の就労支援の推進に関する事項
（連絡会の構成）
第３条　連絡会は，次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
⑴　東京しごとセンター多摩の代表者　１人以内
⑵　ハローワーク立川の代表者　１人以内
⑶　多摩信用金庫の代表者　１人以内
⑷　国分寺市社会福祉協議会の代表者　１人以内
⑸　その他就労支援を推進する関係機関の代表者　６人以内
⑹　市の職員　３人以内
（任期）
第４条　委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（報酬）
第５条　委員の報酬は，無償とする。
（会長及び副会長）
第６条　連絡会に会長及び副会長を置き，委員の互選によってこれを定める。
２　会長は，協議会を代表し，協議会の会務を総理する。
３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第７条　連絡会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。
２　連絡会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
（意見の聴取等）
第８条　連絡会は，会議の運営上必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴き，又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第９条　連絡会の庶務は，市民生活部経済課において処理する。
（委任）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか連絡会の運営に関し必要な事項は，別に定める。
附　則
この要綱は，決裁の日から施行する。
附　則
この要綱は，平成 27 年４月１日から施行する。

国分寺市就労支援プラン

平成 27 年3月

国分寺市　市民生活部　経済課
TEL　042-325-0111
FAX　042-325-1380